

「三位一体の改革に関する提言」の概要

平成15年11月18日
全 国 知 事 会

税源移譲をはじめとする今回の三位一体の改革は、単に国対地方公共団体の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定、税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とする。また、この改革は、住民の責任意識の醸成、成熟した民主主義の土台となる真の地方自治の確立に資する緊急かつ重要な国民的課題としての地方分権改革である。こうしたことを探まえ、全国知事会として、政府等に対し、廃止すべき国庫補助負担金、移譲すべき税源及び地方交付税の改革について、具体的に提言していくこととした。

三位一体の改革は、地域住民の生活を守るという大前提のもと住民本位で進められなければならない。したがって、改革によって住民生活に悪影響が出ないよう、「税源なくして削減なし」を基本として、国庫補助負担金の廃止と税源移譲は一体的に行われるべきである。

さらに、この改革は、国・地方を通じた財政再建を進め、プライマリー・バランスの回復にもつながるものであることを忘れてはならない。

1 国庫補助負担金の見直し

(1) 見直しの対象

見直しの対象とした国庫補助負担金の総額は

11兆2,082億円 (国予算ベース)

〈うち、都道府県が事業主体である国庫補助負担金の額

6兆9,852億円〉

(2) 見直しにあたっての基本的な考え方

概ね次のようなものを除き、原則として国庫補助負担金を廃止し、必要な縮減を行った上で、税源移譲により必要な財源が確保されるべきであるということを基本に、見直しを行った。

- ① 特定地域に交付されるべきもので、税源移譲になじまないもの
- ② 特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの
- ③ 本来的に国で実施すべきもの

なお、地域の歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、特定地域において講じられている補助率等各種の特例措置に配慮する必要がある。

(3) 見直しの結果

- ・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの

総額8兆9,357億円

〈うち、都道府県が事業主体であるもの 6兆4,066億円〉

- ・存続すべきものとされた国庫補助負担金
総額**2兆2,725億円**
〈うち、都道府県が事業主体であるもの **5,786億円**〉

2 税源移譲を含む税源配分の見直し

- (1) 地方への税源移譲額
 - ・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの
総額**8兆9,357億円**
〈うち、都道府県が事業主体であるもの **6兆4,066億円**〉
 - ・地方への税源移譲額
総額**7兆9,234億円**
〈うち、都道府県が事業主体であるもの **5兆8,040億円**〉
- (2) 国・地方を通じた削減効果
 - こうした見直しの結果、国において、歳入予算が約**8兆円**減るもの、
歳出予算が約**9兆円**減ることから、
1兆円程度（全国ベース）
財政収支が改善する。
- (3) 税源移譲の対象となるべき税目と移譲額
 - 所得税から住民税へ 個人住民税を 10 %比例税率化 移譲額**3兆円程度**
 - 消費税から地方消費税へ 地方消費税を 1.5 %引き上げ 移譲額**3.6兆円程度**
 - 揮発油税（2兆8千億円）の一部地方譲与税化等 移譲額**1.4兆円程度**

3 地方交付税の見直し

税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われた場合、税源が偏在することが避けられないことから、地方交付税による財源保障及び財源調整機能を十分に發揮することにより適切に対応することが不可欠である。

その上で、国の関与の縮小等に応じた算定の簡素化、地方債の元利償還金に係る交付税措置の見直しを進めるべきである。更には、交付税制度を基本とする現行の地方財源調整制度について別途総合的な検討が必要である。

4 おわりに

三位一体の改革は、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の改革を同時並行して一体のものとして行われて行くべきであり、国庫補助負担金の廃止・縮減のみが先行して実施され、税源移譲を含む税源配分の見直しが先送りされるようなことは、絶対にあってはならない。

政府においては、三位一体の改革の具体案を早急に示し、全国知事会をはじめ、地方六団体と議論しつつ改革の早期実現に全力を尽くされることを強く期待する。

また、この提言が、平成16年度以降の予算編成及び税制改正等において、どのように実現されたかについて、今後、検証・確認を続けていく。